

松本市告示第119号

松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

松本市長 臥雲 義尚

### 松本市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴い新たな生活を始める世帯に対する経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策及び若年世代の定住促進に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度(以下「申請年度」という。)において、婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに市内に住宅を購入するに要した費用又は賃借に要した費用をいう。
- (3) 引越費 婚姻に伴う市内への引越しに際し要した費用をいう。
- (4) リフォーム費 婚姻に伴い居住する住宅の機能の維持及び向上を図るために行う修繕、改築及び増築、設備の更新等に要した費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者(以下「補助対象者」という。)は、新婚世帯であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時に、婚姻に伴い新たな生活を始める市内の住居に夫婦共に住所があること。
- (2) 補助金の交付の申請をする日(以下「申請日」という。)の属する年の前年の夫婦合計の所得(1月から3月までの間に申請する場合にあっては、前々年の所得)が、400万円未満であること。ただし、申請日において、夫婦の一方又は双方が無職の場合は所得がないものとして、また、夫婦の一方又は双方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は当該返還に係る年間の額を当該所得から控除して算出するものとする。
- (3) 夫婦の戸籍上の婚姻の日(以下「婚姻日」という。)が、39歳以下の日であること。
- (4) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱による補助、国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に定める結婚新生活支援事業による補助等、同種の補助の交付を受けていないこと。
- (5) 夫婦共に市税を滞納していないこと。

(6) 夫婦共に松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助区分等）

第4条 補助金の補助区分、補助対象経費等は、次のとおりとする。

補助区分		補助対象経費	補助率	補助限度額
住居費	取得	婚姻日前1年以内又は婚姻日以降に契約した住宅の取得に要する費用（建物の購入費に限る。）	10分の10	30万円。 ただし、婚姻日における夫婦の年齢が共に29歳以下であるときは、60万円
	賃貸	住宅の賃借に要する費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けているときは、当該住宅手当の支給額を除く。）		
引越費		婚姻日前1年以内又は婚姻日以降に生じた引越業者及び運送業者による家財の運搬に要する費用		
リフォーム費		婚姻日前1年以内又は婚姻日以降に契約した住宅機能の維持及び向上を図るために行う住宅の修繕、改築及び増築、設備の更新等に要する費用		

2 前項の規定にかかわらず、住居費のうち住宅の取得に要する費用及びリフォーム費については、補助限度額を超えて費用を要した場合は、当該超えた費用に対し、10万円を限度に加算することができるものとする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、7月1日から翌年3月31日までの間に提出するものとする。

- (1) 婚姻日を証する戸籍謄本の写し又は市区町村の婚姻届受理証明書
- (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- (3) 申請日時点における新婚世帯の最新の所得証明書
- (4) 新婚世帯の納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 勤務先の住宅手当支給証明書（住宅を賃借している場合）（様式第3号）
- (7) 住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書及び領収書の写し等支払額を証明できる書類（住宅の取得に要する費用の補助の場合）

- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し等支払額を証明できる書類(住宅の賃借に要する費用の補助の場合)
- (9) 引越しに要した費用の領収書の写し等支払額を証明できる書類(引越しに要する費用の補助の場合)
- (10) リフォームの工事請負契約書等の写し及び領収書等支払額を証明できる書類(リフォームに要する費用の補助の場合)
- (11) 離職票の写しその他無職であることを証明できる書類(第3条第2号ただし書きに規定する要件に該当する場合)
- (12) 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類(第3条第2号ただし書きに規定する要件に該当する場合)
- (13) その他市長が必要とする書類

2 第4条第1項に規定する補助金の交付の申請にあつては、一の年度における補助金の交付の確定額が同項の補助限度額に達しない場合は、申請者は、当該補助限度額と当該確定額との差額を限度に、当該年度の次年度において補助金の交付を申請することができる。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金交付の決定及び補助金額の確定をし、松本市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定又は補助金額の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認める行為があつたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度を申請年度とし、補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、令和4年1月1日から同年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦は、新婚世帯とする。